第八十五条の七の二第三号イ、第八十五条の九第一項及び第八十五条の十四第一項中「第四十五条各号」の下に「（第三号及び第四号を除く。）」を加える。

第八十五条の十六第一項中「各号」の下に「（第二号を除く。）」を加える。

第八十五条の十八第一号中「第五十九条の四」を「第五十九条の四第一項」に改める。

第八十五条の二十第一項及び第三項中「各号」の下に「（第二号及び第六号を除く。）」を加える。

第八十五条の二十二第一項第一号中「まで」の下に「に掲げる事項」を加える。

第八十五条の二十四第一項第三号中「第五十九条の四」を「第五十九条の四第一項」に改める。

第八十五条の二十八の次に次の一条を加える。

（外国銀行代理業務に関する認可の申請等）

第八十五条の二十八の二　農林中央金庫は、法第五十九条の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書

二　所属外国銀行の定款又は性質を識別するに足りる書面

三　所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面

四　所属外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面

五　所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

六　農林中央金庫と所属外国銀行との間の当該認可の申請に係る外国銀行代理業務の委託契約書の案

七　当該認可の申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面

八　その他参考となるべき事項を記載した書面

2　農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　所属外国銀行が、銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有していること。

二　所属外国銀行が、その人的構成等に照らして、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

第八十五条の二十九中「第五十九条の四」を「第五十九条の四第二項後段」に改め、同条第五号中「株主資本等変動計算書」の下に「（これらに類する書面を含む。）」を加え、同条第八号中「当該」の下に「届出の」を加える。

第八十五条の三十中「前条第七号」を「第八十五条の二十八の二第一項第六号及び前条第七号」に改める。

第八十五条の三十一第一項中「第八十五条の二十九第八号」を「第八十五条の二十八の二第一項第七号及び第八十五条の二十九第八号」に改める。

第九十五条第四項中「及び第七十三条第七項」を削り、「株式会社と」を「会社と」に改め、同項第一号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者」を「中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十項において同じ。）」に改め、「の日」の下に「又は新事業活動（会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であって、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日」を加え、同項第三号を削り、同項第二号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項に規定する」を削り、「の日」の下に「又は新事業活動の開始の日」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　中小企業者であって、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動に従事する者であって、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

第九十五条第四項第五号から第十一号までを削り、同条第九項中「第二十四条第四項」を「第二十四条第五項」に、「第五項及び第六項」を「第六項、第七項（第八項において読み替えて準用する場合を含む。）、第九項及び第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第八項中「この項並びに第九十七条第五項及び第六項において」を削り、同項第四号中「、第八号又は第九号」を「又は第八号から第九号の二まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項を同条第十一項とし、同条第六項中「前二項の」を「第四項から前項まで（第六項を除く。）の」に、「次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）」を「特定子会社（第十一項に規定する会社をいう。以下同じ。）」に、「前二項に規定」を「第四項に規定する会社若しくは第七項の規定に該当」に、「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権を」を「新規事業分野開拓会社」という。）又は第五項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第七項の規定に該当する会社（以下「事業再生会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあってはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社の議決権にあっては」に、「第四項第九号及び第十号の規定に該当する会社」を「第五項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）」に、「終了する日」を「終了する日）をいう」に、「処分基準日」という」を「同じ」に、「新規事業分野開拓会社等は」を「新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社（以下「新規事業分野開拓会社等」という。）は」に改め、「翌日からは」の下に「新規事業分野開拓会社にあっては」を加え、「及び第七十三条第七項」を「の主務省令で定める会社に、事業再生会社にあっては農林中央金庫に係る法第七十二条第一項第九号の二」に改め、「定める会社に」の下に「それぞれ」を加え、同項ただし書中「同条第一項」を「法第七十三条第一項」に改め、「以下同じ。）」の下に「及び事業再生会社（第六項に定める要件に該当するものに限る。次項、第百三条第一項第九号、第百四条の二第三項及び第百五十条第一項第二十号において同じ。）」を加え、「総株主」を「総株主等」に改め、「いう。以下この項」の下に「及び次項」を加え、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　第五項及び第八項の規定にかかわらず、農林中央金庫又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは農林中央金庫に係る法第七十二条第一項第九号の二の主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば農林中央金庫又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数を下回ることとなる場合において、農林中央金庫又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に農林中央金庫又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

一　中小企業者の発行する株式等に係る議決権　五年

二　中小企業者以外の会社の発行する株式等に係る議決権　三年